

令和6年度森林空間活用支援事業業務委託 企画提案募集要領

1 趣旨

健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用する森林サービス産業の取組を県内全域に普及するため、所有する森林の活用を希望する森林所有者（以下「森林所有者」）と森林空間を活用した事業実施に意欲を持つ事業者（以下「事業者」）のマッチング及び事業化の支援等に取り組む。

2 委託業務内容

(1) 委託業務の名称

令和6年度森林空間活用支援事業業務委託

(2) 委託内容

- ア 森林活用セミナーの開催
- イ 森林所有者と事業者のマッチング支援
 - (ア) 森林の募集
 - (イ) 事業者向け説明会の開催
 - (ウ) 森林現地説明会の実施
- ウ 事業化支援
- エ 相談窓口の設置
- オ 情報発信
 - (ア) 普及資料の作成
 - (イ) 取組に関する情報発信
- カ その他

※詳細は、「令和6年度森林空間活用支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和7年3月7日（金）まで

(4) 委託料上限額

5,456,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上限額を超えている者は、受託者として選定しない。

3 応募資格

下記の条件を全て満たしていること。

- (1) 本県の「一般業務委託に係る競争入札参加資格」において、「イベント」に登録されている者であること。
- (2) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と

- いう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

(1) スケジュール (予定)

ア 公募開始	令和6年4月26日(金)
イ 参加表明書の提出期限	令和6年5月7日(火) 午後5時
ウ 企画提案書等の提出期限	令和6年5月21日(火) 午後5時
エ 審査への参加承認及び当日案内の通知※	令和6年5月22日(水)
オ プレゼンテーション※	令和6年5月29日(水)
カ 採用者決定※	令和6年5月30日(木)
キ 選定結果の通知※	令和6年5月30日(木)

※エ～キは応募状況等により変更する場合がある。

(2) 質問及び回答

本説明書に対する質問がある場合には、次に従い提出することとする。

ア 質問方法

- ・ 電子メールで質問書(様式任意)を提出し、必ず電話で送信確認をすること。なお、電話での質問には一切応じない。
- ・ 質問書には回答を受ける担当の所属、氏名、電話及び電子メールアドレスを記載すること。

イ 提出先:「8 応募先及び問合せ先」に同じ

ウ 受付期間: 令和6年4月26日(金) から5月7日(火) 午後5時まで

エ 回答方法

質問に対する回答は、参加申込者全員に対して、電子メールにより行う。なお、質問者の氏名は公表しない。

(3) 参加の意思表示

企画提案に参加を希望する場合は、下記のとおり参加表明書を提出するものとする。

ア 提出書類: 参加表明書(様式1)

イ 提出方法: 持参、郵送(書留郵便に限る)、又は電子メール

ウ 提出先:「8 応募先及び問合せ先」に同じ

エ 提出期限: 令和6年5月7日(火) 午後5時まで (郵送の場合必着)

※ 参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、5月14日(火)までに「参加辞退書」(様式2)を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

上記(3)により、企画提案に参加の意思を表明した者については、下記のとおり企画提案書を提出する。

ア 提出書類及び内容

提出物		内容	様式
①	企画提案書	各業務の実施内容、参加者募集方法、業務全体のスケジュール計画、業務実施体制等	様式3

②	見積書	企画内容に沿った見積内容を記載	任意
③	会社(法人)概要	定款及び組織、沿革、事業等会社(法人)の概要、類似・関連業務の実績	

イ 提出方法：6部（正本1部、副本5部）を持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。

※③は1部の提出とする。

ウ 提出先：「8 応募先及び問合せ先」に同じ

エ 提出期限：令和6年5月21日（火）午後5時まで（郵送の場合必着）

5 審査への参加承認及び当日案内の通知

企画提案書類の確認後、プレゼンテーション参加の認否を、5月22日（水）午後5時までに電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には、プレゼンテーションの当日案内も併せて通知する。

なお、企画提案希望者が6者以上となった場合は、評価項目に従い、提出された企画提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（5者程度）を選定する。

申込書類を提出したにもかかわらず通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の午後5時30分までに「8 応募先及び問合せ先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、県にその理由の説明を求めることができる。

6 選定方法

(1) プレゼンテーションの実施

上記4により書類を提出し、上記5によりプレゼンテーションへの参加を認められた者については、下記のとおり審査委員会に出席し、企画内容のプレゼンテーションを実施する。ただし、対面でのプレゼンテーションの実施が困難であると県が判断した場合は、企画提案書の内容を以て、書面又はWeb会議等での審査を行うこととする。

ア 実施日：令和6年5月29日(水)（予定）

イ 会場：静岡県庁内

ウ 内容：企画内容のプレゼンテーション及び県審査委員によるヒアリング

エ 注意事項

- ・プレゼンテーションの時間は1者につき20分以内（提案内容の説明10分、質疑応答10分）とする。
- ・出席者は、説明員及び補助員の数名程度とする。

(2) 審査及び採用候補者の決定

ア 審査者

令和6年度森林空間活用支援事業業務委託企画提案審査委員会

イ 評価項目

審査項目	評価基準
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・森林サービス産業や本県の森林の状況等について理解しているか。 ・事業の目的及び仕様に沿った実施方法及び内容となっているか。
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施に必要な人員配置等、事業を円滑に実施できる体制となっているか。 ・全体のスケジュール計画が実現可能なものになっているか。 ・事業内容に照らし、妥当な事業費になっているか。
独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・森林活用セミナーについて、企画内容、参加者の募集方法等にアイデアや工夫が見られるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチング支援について、森林所有者及び事業者への働きかけ、支援方法等にアイデアや工夫が見られるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業化支援について、支援方法等にアイデアや工夫が見られるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置について、設置方法等にアイデアや工夫が見られるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信について、作成書類にアイデアや工夫が見られるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他目的達成に必要な業務について、アイデアや工夫が見られるか。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に書面で通知する。(5月下旬予定)

7 その他

(1) 企画提案への参加費用

必要書類の作成及びプレゼンテーションへの参加にかかる費用は、参加者負担とする。

(2) 契約費用及び消費税

ア 業務委託契約及び公正証書の作成に要する費用等は、受託者の負担とする。

イ 受託者の負担する経費のうち、消費税の課税対象となるものについては、課税分を加算の上、受託者が負担する。

(3) 提出された提案書に関する取り扱い

必要書類を提出した者は、下記の3点を了承したものとみなす。

ア 選定作業のため、必要最小限の範囲で複写することがあること

イ 静岡県情報公開条例(平成12年10月27日条例第58号)に基づく情報公開の対象となること

ウ 提出された企画提案書は返却しないこと

8 応募先及び問合せ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部 環境局 環境ふれあい課 環境ふれあい班 (担当:小池)

TEL 054-221-2848 FAX 054-221-3278

電子メール fureai@pref.shizuoka.lg.jp